

マイナンバーカードの各種手続きに係る休日の臨時開庁について

マイナンバーカードの諸手続き(申請・交付等)について、毎月第四日曜の午前中を臨時開庁いたします。マイナンバーカードを申請したが受け取っていない、暗証番号を忘れたが平日に手続きに行く時間がない、などの方は、ぜひこの機会をご利用下さい。

1 対象となる手続き

- ・マイナンバーカードの申請・交付
- ・電子証明書の更新
- ・暗証番号の再設定
- ・保険証との紐づけ(マイナ保険証)

2 実施期間及び開庁日時

- ・令和7年1月から1年間
- ・毎月第四日曜の午前9時～正午まで(完全予約制)

3 申込方法

毎月第四金曜日(対象日の2日前)17時までに電話にてお申し込みください。
完全予約制となります。予約がない場合は手続きができませんのでご注意ください。

4 令和7年臨時開庁日

1/26、2/23、3/23、4/27、5/25、6/22、7/27、8/24、9/28、10/26、
11/23、12/28

※庁舎清掃、計画停電等の理由により、変更・中止となる場合があります。

5 その他

- ・臨時開庁日にできる手続きは、マイナンバーカードに関する上記の手続きのみとなります。他の手続きはできませんのでご注意ください。※戸籍届を除く
- ・当日必要なものは次のページをご覧ください。

当日必要なもの

手続き名	必要なもの
マイナンバーカードの申請	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・個人番号通知カード ※紛失した場合無くても可
マイナンバーカードの交付 (受取)	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・交付通知書(ハガキ) ※紛失した場合は無くても可 ・4 ケタ及び 6 ケタの暗証番号(任意)
電子証明書の更新	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・電子証明書の有効期限通知書 (無くても可) ・4 ケタ及び 6 ケタの暗証番号(交付時に設定したものの)
暗証番号の再設定	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード
健康保険証との紐づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・4 ケタの暗証番号(交付時に設定したものの) ・健康保険証

※交付日、電子証明書の更新日、暗証番号再設定日と同日に保険証との紐づけはできません。

【予約・お問合せ】

三宅村役場村民課住民年金係

電話 5-0904